

第四十八号議案

東京都組織条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例（昭和三十五年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表及び第二条の表生活文化スポーツ局の項中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

2 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六条の六第一項中「東京都生活文化スポーツ局内」を「東京都生活文化局内」に改める。

（提案理由）

都民生活に関わる事業の推進を図るため、組織を整備する必要がある。

提出者 東京都知事 小池百合子